

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和7年6月6日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画課において縦覧に供する。

令和7年6月6日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル指宿店

指宿市西方字吹切4558番 外44番

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和7年1月31日

3 意見の概要

今回の新設にあたり、指宿市環境保全条例で定める「指定施設」に該当する場合は、指定施設の設置の届出が必要となります。

また、建設作業が騒音規制法及び振動規制法で定める「特定建設作業」に該当する場合は、特定建設作業の実施の届出が必要です。

なお、「特定建設作業」に該当しない場合においても、騒音・振動による周辺への影響について十分に配慮していただきたい。